

補助金の交付等に関する規則（神奈川県）

昭和 45 年 3 月 31 日

規則第 41 号

改正

平成 6 年 3 月 31 日規則第 71 号 平成 7 年 6 月 23 日規則第 75 号

平成 10 年 3 月 20 日規則第 20 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 21 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) 負担金及び交付金であつて知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

(2) 利子補給金を受ける者がその交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第 1 号の給付金の交付又は同項第 2 号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行なう者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した交付申請書（別記様式）を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、着手及び完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施工にあつては、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させる。
(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、当該交付申請書の内容に単なる技術的不備等の事項があるときは、必要に応じてこれらの事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をする。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他知事が必要と認める条件

2 補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、補助金等に前項の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これを履行するために必要な条件を付

さなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 第6条の規定は、前2項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なうものとし、補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行なわせなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助事業等の遂行の指示等)

第 11 条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかつたときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日又は県の会計年度が終了した日から 2箇月以内で、知事が別に定める期日までに行なわなければならない。

(補助金等の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

(是正のための措置)

第 14 条 知事は、第 12 条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

2 第 12 条第 1 項の規定は、前項の規定による指示に従つて行なう補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関する補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関する法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助

金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、第13条の規定に基づく補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。
(補助金等の返還)

第16条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでに確定額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額をこえる部分の補助金等を返還させる。

(加算金及び延滞金)

第16条の2 補助事業者等は、第15条第1項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第16条の3 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を

一時停止することができる。

(理由の提示)

第 16 条の 4 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で知事が別に定めるもの
- (3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

(実施細目)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日以後に交付決定する補助金等から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 農地開発開墾工事補助規則（昭和 25 年神奈川県規則第 5 号）
 - (2) 水防施設費補助規則（昭和 26 年神奈川県規則第 70 号）
 - (3) 國土調査補助規則（昭和 28 年神奈川県規則第 14 号）
 - (4) 神奈川県輸出見本製作補助規則（昭和 28 年神奈川県規則第 35 号）
 - (5) 県営土地改良事業分担金資金借入利子補助規則（昭和 28 年神奈川県規則第 98 号）
 - (6) 冷害等緊急救農対策事業補助規則（昭和 29 年神奈川県規則第 2 号）
 - (7) 神奈川県民有林野造林補助規則（昭和 29 年神奈川県規則第 51 号）
 - (8) 林業用施設災害復旧事業等補助金交付規則（昭和 29 年神奈川県規則第 78 号）
 - (9) 神奈川県発明考案の試作工業化補助規則（昭和 30 年神奈川県規則第 3 号）

- (10) 林道開設事業等補助金交付規則（昭和 30 年神奈川県規則第 43 号）
- (11) 競走馬購入補助金交付規則（昭和 30 年神奈川県規則第 67 号）
- (12) 優生手術費補助規則（昭和 31 年神奈川県規則第 49 号）
- (13) 神奈川県森林病害虫等防除事業補助金交付規則（昭和 32 年神奈川県規則第 60 号）
- (14) 神奈川県入植施設補助金交付規則（昭和 33 年神奈川県規則第 6 号）
- (15) 神奈川県中小企業団体施設補助規則（昭和 33 年神奈川県規則第 51 号）
- (16) 市町村土木事業補助規則（昭和 33 年神奈川県規則第 109 号）
- (17) 神奈川県事業内職業訓練費補助金交付規則（昭和 34 年神奈川県規則第 1 号）
- (18) 小規模土地改良事業補助金交付規則（昭和 35 年神奈川県規則第 23 号）
- (19) 神奈川県世帯更生資金貸付事業の補助に関する規則（昭和 36 年神奈川県規則第 49 号）
- (20) 神奈川県観光施設補助規則（昭和 36 年神奈川県規則第 71 号）
- (21) 神奈川県農業協同組合合併助成規則（昭和 36 年神奈川県規則第 76 号）
- (22) 神奈川県農業近代化資金利子補給規則（昭和 36 年神奈川県規則第 93 号）
- (23) 神奈川県農業経営合理化資金利子補給規則（昭和 37 年神奈川県規則第 55 号）
- (24) 神奈川県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和 37 年神奈川県規則第 64 号）
- (25) 神奈川県日雇労働者就職支度金貸付事業の補助に関する規則（昭和 37 年神奈川県規則第 65 号）
- (26) 農地及び農業用施設災害復旧事業等補助規則（昭和 40 年神奈川県規則第 2 号）
- (27) 昭和 41 年 6 月の台風第 4 号についての神奈川県農業経営合理化資金利子補給規則の適用の特例に関する規則（昭和 41 年神奈川県規則第 56 号）
- (28) 昭和 41 年 9 月の台風第 26 号についての神奈川県農業経営合理化資金利子補給規則の適用の特例に関する規則（昭和 41 年神奈川県規則第 72 号）
- (29) 昭和 41 年 11 月 26 日から昭和 42 年 2 月末日にかけて発生の鶏ニューカッスル病についての神奈川県農業経営合理化資金利子補給規則の適用の特例に関する規則（昭和 42 年神奈川県規則第 2 号）
- (30) 昭和 43 年 2 月の風雪害についての神奈川県農業経営合理化資金利子補給規則の適用の特例に関する規則（昭和 43 年神奈川県規則第 9 号）
- (31) 昭和 44 年 3 月の風雪害についての神奈川県農業経営合理化資金利子補給規則の適用の特例に関する規則（昭和 44 年神奈川県規則第 9 号）
- (32) 神奈川県漁業近代化資金利子補給規則（昭和 44 年神奈川県規則第 94 号）

3 前項の規定にかかわらず、昭和 44 年度以前に交付決定した補助金等については、な

お従前の例による。

- 4 この規則の施行日前にした昭和 45 年度の補助金等に係る申請その他の行為でこの規則又はこれに基づく規程に相当の規定があるものは、この規則又はこれに基づく規程の相当の規定によりした相当の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 71 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成 7 年 6 月 23 日規則第 75 号）

この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日規則第 20 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 16 条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後の交付決定に係る補助金等の返還を命じた場合について適用し、同日前の交付決定に係る補助金等の返還を命じた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 21 号）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 15 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に交付決定する補助金等から適用し、同日前に交付決定した補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 53 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。